

平成30年第1回喬木村議会定例会会議録 (第 3 号)

平成30年3月20日(火曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (2番 下平貢議員 ・ 3番 福澤眞理子議員)

第3 諸般の報告

第4 議案の追加

第5 議案審議

議案第 1号 喬木村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 議案第10号 喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第11号 喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第13号 喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第19号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成30年度喬木村一般会計予算
- 議案第24号 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度喬木村介護保険特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度喬木村下水道特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度喬木村水道事業会計予算
- 議案第29号 喬木村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第6 請願

- 請願第1号 「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願
- 請願第2号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書

第7 議員派遣の件について

第8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

3. 閉 会

応集議員 12名

出席議員 11名
(別表のとおり)

欠席議員 1名
(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

○副議長（小池 豊） 本日はご苦労さまです。

本会議を再開する前に、後藤澄壽議員から、平成30年度一般会計予算について、修正の動議が提出されました。

これより議会運営委員会を開催いたします。

すいません。時間がありましたので、議会運営委員会を先ほど開催をいたしました。

1. 開 会

○副議長（小池 豊） それでは、ただいまから平成30年第1回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日 程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○副議長（小池 豊） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は11名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

下岡幸文議員より欠席する旨の届け出が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○副議長（小池 豊） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、2番、下平貢君、3番、福澤眞理子君を指名します。

=== 日程第3 諸般の報告 ===

○副議長（小池 豊） 日程第3、諸般の報告。

議会初日に体調を崩して、病気療養のため入院、欠席届の提出がありました下岡議員でございますが、3月16日に退院されたので報告をいたします。

=== 日程第4 議案の追加 ===

○副議長（小池 豊） 日程第4、議案の追加。

3月16日、そして本日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

3月16日、そして本日、本会議前に行われました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

はじめに、3月16日に開催されました議会運営委員会において、2つの議案上程と1つの議案の一部修正による差し替え案が提出されました。

新規に上程されました議案は、お手元に配布してあります議事日程表にあります議案第1号と議案第29号、この2件を追加議案とすることと決定いたしました。

議案の一部修正による差し替え案につきましては、同じく日程表にあります議案第13号ですが、原案の目的、内容に変更はございませんが、より内容を明確な表現に改めるために、条文に一文追加する内容であることから、議会運営委員会で議案の差し替えにて対応することとしました。

次に、本日開催された議会運営委員会の審議の結果を報告いたします。

議案第23号、平成30年度一般会計予算について、予算額の増額を求める修正動議が後藤澄壽議員より提出されましたので、議案第23号と併せて審議することといたしました。

報告は以上でございます。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり決しました。

議案説明員の出席要請の報告です。

次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しております。

なお、村澤総務課長より欠席の届け出が提出されておりますので、受理をいたして

おります。

=== 日程第5 議案審議 ===

○副議長（小池 豊） 日程第5、議案審議。

◇ 議案第1号 喬木村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○副議長（小池 豊） 議案第1号、喬木村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） それでは、議案第1号について、ご説明申し上げます。

最初に朗読をさせていただきます。

議案第1号、喬木村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を、喬木村教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回、同意を求める方は、丸山貢弘さん、昭和32年7月11日生まれ。住所は喬木村3346番地。任期は平成30年4月1日より33年3月31日までとなっております。

提案の理由となりましては、新教育行政法によりまして空席となっております喬木村教育委員会教育長として、同氏を任命したいということでございます。

丸山貢弘さんにつきましては、過日の全員協議会についてもご紹介をさせていただきましたが、大学卒業後、喬木中学校を皮切りに教員生活を長くお務めになられまして、今年3月をもって退職をされるということになります。その間、各地の中学校の教員として、それから平成16年からは、教育委員会事務局の指導主事として、それから千曲、下諏訪向陽高校というところで教頭先生を歴任の後、豊丘中学校、竜峡中学校の校長先生としてお務めをいただいております。その間におきましても、教員活動のみならず、地域の活動にも非常に熱心に参加をしていただきまして、地元の郭の公民館分館長として長らくお務めになられたり、あるいは富田の南保育園の園庭の芝生化事業のプロジェクトの一員として一緒に活動をしていただいたり、こちらにいらっしゃるときには、喬木村の史学会の会員として一緒に活動をしていただいたりということで、学校教育並びに社会教育にもずっと熱心に取り組んでいただいた方で、

最適任であるということで、今回、同意を求めるといふことをお願いをしたいといふふうに思っております。

以上です。

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑なしと認めます。

質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 7番、中森高茂でございます。

いま紹介にありました丸山貢弘先生におかれましては、私の連合会するときでもそうですが、県の下伊那教育事務所にお勤めの際、県のPTAとの連携を図る中でかなりの仕事をされておりました。また、地域の公民館行事等に活躍され、非常に人間的にも優れて、非常に頼れる存在であり先輩であったということで、私は、この教育長の任命に対して、賛同の立場から、賛成の立場から討論させていただきます。

○副議長（小池 豊） 賛成の討論がございました。

ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

この採決は、申し合わせにより、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案どおり同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

（起立者・10名）

○副議長（小池 豊） 起立者多数です。

よって、議案第1号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、本会議をいったん休息いたしまして、全員協議会に切り替えたいと思っております。

休 憩 午前9時10分

再 開 午前9時12分

○副議長（小池 豊） それでは、全員協議会を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○副議長（小池 豊） 議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案件は、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第2号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての審査内容を報告いたします。

本件につきましては、大島、加々須、氏乗及び上の原辺地に係る総合整備計画の事業内容の変更によるもので、各辺地に除雪機を整備するために、計画書の変更を求めたものです。

除雪機を、大島へ1台、加々須へ2台、氏乗へ1台、上の原へ1台整備するものがあります。

質疑として、除雪機の管理主体についての質問があり、30年度購入予定の除雪機については、各地区に管理を任せ、有効活用してもらいたい、との回答がありました。

大島－氏乗間の広域基幹林道の整備について、5年間の予算計上がなされているが、完成のめどが立つということか、という質問があり、前回の一般質問でも回答をしたが、県からは37年をめどとしていると聞いている、との回答がありました。

また、二日洞の取水場の堰堤の移設事業について、計画の概要についての質問があり、まだ具体的な場所は決定していないが、三遠南信道が実際に開通すると、塩カル等の散布が想定され、そのことが二日洞の取水場に影響が出るとすれば、取水場を本線より上流にもっていきたいと考えている、との回答がありました。

このほか特に意見、討論はなく、採決の結果、全員一致で、本委員会は、原案のとおり可決するべきものと決しましたので報告をさせていただきます。

以上です。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号につきまして、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長(小池 豊) 議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、初日、本会議において説明を受けておりますが、再度、質
疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第5号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長(小池 豊) 続きまして、議案第5号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、初日、本議会において説明を受けておりますが、再度、質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号については、原案のとおり可と決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第6号 喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第6号、喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） おはようございます。

平成30年喬木村第1回議会定例会において、社会文教常任委員会に付託された議案は7件です。

議案第6号について、報告いたします。

議案第6号、喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、今後の保育園運営を検討する上で、業務が多岐にわたること及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正に対する、改正による変更のためでございます。

質疑として、その他、村長が認める者4人の増とは地区代表の区長のことか、との質疑がございました。

答弁として、現在の3区長だけでなく、他地区の区長も加わることにより、多くの地区の意見を集約できるという趣旨の回答がございました。

討論はなく、採決の結果、議案第6号、喬木村保育所運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会におきましては、全会一致にて、原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第7号 喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（小池 豊） 続きまして、議案第7号、喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 議案第7号、喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご報告いたします。

提案理由は、国民健康保険法の一部を改正する法律に伴い、国民健康保険の住所地特例を後期高齢者医療保険に引き継ぐよう、改正が行われたためでございます。

保健福祉課よりいま一度説明を受けました。

質疑、討論ともになく、議案第7号、喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例の制定につきましては、全会一致にて、当委員会では、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号、喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、喬木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可と決しました。

◇ 議案第8号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第8号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 議案第8号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。報告いたします。

提案理由は、第7期介護保険事業計画に伴う介護保険料基準所得金額の所得段階の変更及び介護保険査定方法等を変更するためです。

保健福祉課よりいま一度説明を受けました。

質疑、討論ともになく、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全会一致にて、当委員会では、原案どおり可決すべきものと決しましたので

報告いたします。

以上です。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第8号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第9号 喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第9号、喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 議案第9号、喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてですが、提案理由は、居宅介護支援事業の指定権限が県から村へ委譲することにより、条例の新設を行うためです。

いま一度、保健福祉課長より説明を受けました。

質疑、討論ともになく、喬木村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、全会一致にて、当委員会では、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第10号 喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第10号、喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 議案第10号、喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてですが、提案理由は、介護保険法の規定条項引用を条例に規定することで、直接、喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に、法改正の内容を反映させ、今後の改正を容易にするためです。

いま一度、保健福祉課の説明を受けました。

3つの質疑がございました。主な質疑を報告いたします。

本村以外の市町村に所在する事業所に係る基準等は、所在する市町村の条例に定めるところによるものという箇所について、わかりやすく詳しい説明を、という質疑が

なされました。

答弁としましては、村内3事業所以外の村外事業所を希望する方には村の指定を行うが、それぞれの所在する市町村の条例が基準になるという説明があり、中川村の「麦の家」を例に説明が行われました。

また、グループホームは、村外利用指定があるが、通所サービスは村外利用があるのか、という質疑に、現在、そのような利用は密着型ではないという回答がございましたが、後日、訂正がされ、法改正前と改正後の村外利用の通所サービスの場所と人数が示されました。

その他討論なく、議案第10号、喬木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、全会一致にて、当委員会では、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第10号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第11号 喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第11号、喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

この案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 議案第11号、喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございますが、提案理由につきましては、介護保険法の規定条項引用を条例に規定することで、直接、喬木村指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に、法改正の内容を反映させ、今後の改正を容易にするためでございます。

質疑、討論ともになく、議案第11号、喬木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、全会一致にて、当委員会では、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第11号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第13号 喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第13号、喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 議案第13号、喬木村多機能型施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、提案理由は、新設の喬木村多機能型施設「みんなの広場アスポ」の設置及び管理についての条例の制定のためです。

いま一度、教育委員会より条例の詳細な説明を受けました。

質疑として、夜間照明料は取るが、日中の冷暖房の費用は別途利用料として徴収するのか、という質疑に対し、現時点では他の施設と同様に考えてはいるが、今後、考えていく余地があるか考えていきたい、との回答がございました。

施設の予約の対応はどのように行うか、ということの質疑に対しましては、村内居住利用者は3カ月前から、村外利用者は2カ月前から予約を受け付けるというような話がありました。

それに付帯した質疑として、予約の優先順位とその変更はどのように行うのか、ということに対して、村内行事と照らし合わせた中で、予約を入れていくというような内容の説明がございました。

また、ここで村長より詳細な説明があり、この施設については、介護予防あるいはスポーツクラブといったものがということの拠点であるということで、なかなか一般の方々が多く利用できる施設ではないというような旨の説明がございました。

その説明に対しまして、質疑として、そういう面につきましては、村民に多く周知する必要があるというような説明がなされて、それについて、村ではそのようにしていきたいというような回答がございました。

また、ロビーでの高校生の学習とかそういうものにはご利用いただければというようなことの説明もありました。

多くの質疑がなされましたが、ここで教育委員会事務局長の方より、内容について一部明確な表現に改めるための訂正、追加を行いたいということがございましたので、この件につきましては、先ほど議会運営委員長報告どおり、この後の審議、採決という形になります。

質疑、討論等ございましたが、この後またそのような形でお願いしたいと思いますので、報告としては以上でございます。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

なお、本案件につきましては、議会運営委員長報告のとおり、議案の一部修正があります。

委員長報告のとおり、修正が必要な議案であったことから、委員会採決はしておりません。

ここでお諮りいたします。

議案第13号の案件については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議採決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号の案件は、委員会付託を省略し、本会議採決することに決定いたしました。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） （議案説明）

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第13号については、原案のとおり可と決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、可決いたしました。

◇ 議案第14号 たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（小池 豊） 続いて、議案第14号、たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第14号の報告をいたします。

議案第14号、たかぎコミュニティバス条例の一部を改正する条例の制定について、審査内容を報告いたします。

本件につきましては、たかぎコミュニティバスの運行区域拡大に伴う必要な使用料設定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

平成30年5月7日から運行開始を予定している、豊丘村道の駅経由下伊那厚生病院までの往復1便の平日運行に対する料金を定めたものであります。

特に質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で、当委員会は、原案のとおり可決すべきと決しましたのでご報告いたします。

以上です。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第14号について、下平総務産業建設常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第18号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第5号）

○副議長（小池 豊） 続いて、議案第18号、平成29年度喬木村一般会計補正予算（第5号）につきまして、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、平成30年度喬木村議会第1回定例会、予算決算常任委員会に付託されました議案は11件でございます。議案第18号から議案第28号まで、平成29年度補正予算関連が5件、30年度予算が6件ございました。

それでは、議案第18号につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。

平成29年度喬木村一般会計補正予算（第5号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

次のような質疑が出されました。

建設関係で、森林病虫害防除対策経費について、春駆除、秋駆除の違いは、どの質疑があり、やる内容については変わりはないが、保全松林緊急保護整備については、国庫補助の関係で分けてあるとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第18号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第19号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○副議長(小池 豊) 議案第19号、平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(木下温司) それでは、議案第19号、平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

一般被保険者療養給付金の減額について質疑があり、保険加入者の減少は、社会保険加入の条件緩和によるものと、後期高齢者医療への移行があるとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長(小池 豊) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第19号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第20号 平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○副議長（小池 豊） 続いて、議案第20号、平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、議案第20号、平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第20号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第21号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第3号）

○副議長（小池 豊） 議案第21号、平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第3号）について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報

告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第21号、平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第3号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第21号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第22号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第4号）

○副議長（小池 豊） 続きまして、議案第22号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第4号）について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、議案第22号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第4号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第22号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第23号 平成30年度喬木村一般会計予算

○副議長（小池 豊） 続いて、議案第23号、平成30年度喬木村一般会計予算についてを議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、議案第23号、平成30年度喬木村一般会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答については、抜粋して報告させていただきます。

次のような質疑が出されました。

総務課関係では、消防団運営経費について質疑があり、義務金については、区長会等を通じ、各地区で対応していただいている。

また、企画財政課では、公共予算管理経費の件で質疑があり、交流センター前の跡地整備後はいつでも使えるようにするとの説明がありました。

保健福祉課関係では、母子衛生関係経費についての質疑があり、股関節脱臼検診、乳幼児一般健診の補助について、100%との説明がありました。

産業振興課関係では、ふるさと納税寄付金についての質疑があり、新たな返礼品の開発については、NPOとの話し合いを行い、対応しているとの説明がありました。

建設関係では、ごみ袋販売収入の件で質疑があり、ごみ袋の販売金額については、差額分を村が負担する形で安く提供しているとの説明がありました。

教育関係では、公害対策関係事業補助金についての質疑があり、予算を減らしたという認識ではなく、回収量の関係でそのような数字になっているとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論では、一部事業の修正が出され、要・準要保護児童生徒援助費について、要綱に定められた内容では、学校給食費は実費支給となっている。現在は6割となっているが、実費支給にするべきだとの意見が出されました。

賛成討論では、予算作成にあたっては、給食費については、予算の範囲内で支給することができることとされていることから、現状では問題ないと考える。村でもあらゆる面で援助をしている。財源等も考慮し、予算の修正は必要ないというような討論が出されました。

委員1人欠席の中、委員長を除く10人で採決を行い、採決の結果、反対2、賛成8で、当委員会としては、議案第23号、平成30年度喬木村一般会計予算については、可決するものと決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結といたします。

予算決算委員長は、いったん自分の席へお戻りください。

ここで、議会運営委員長の報告のありました後藤澄壽議員より、地方自治法第97条第2項及び同法115条の3並びに喬木村会議規則第16条に基づき、平成30年度一般会計予算について、修正の動議が提出されておりますので、議題といたします。

地方自治法第97条第2項は、「議会は、予算について、増額してこれを決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」となっておりますので、提出者はその点を考慮に入れて説明をお願いします。

それでは、ここで、提出者より提出議案の説明を求めます。

後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） それでは、よろしくお願ひいたします。

理由ですが、まず、その根拠といたしましては、ここに資料としてお配りしてございますけれども、これはホームページの喬木村ホームページの例規集に出ているものでございますが、喬木村要保護及び準要保護児童生徒援助支給要綱というのがございまして、第1条、第2条の11番に、学校給食費とありまして、村内の小中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費と、こうあります。

そして、先ほどちょっと委員長報告の方にも触れられましたけれども、これについては、予算の範囲内で支給することができるというふうに書いてございますので、この予算を、実費支給のできる予算にすべきであるということで、修正提案をいたしました。

具体的には、先ほどお配りしました別紙を見ていただきたいと思います。2枚目になるかと思っておりますけれども、議案第23号、平成30年度喬木村一般会計予算に対する修正案ということで、議案第23号、平成30年度喬木村一般会計予算の一部を次のように修正すると、歳出、単位は千円でございますが、款9教育費、項1教育総務費、金額のところでございますが、354万円を469万1千円に増額するというものでございます。で、説明の方でございますが、要・準要保護児童生徒援助費を、いま申しましたように増額し、その中の給食費の援助費172万6千円を287万7千円というふうに増額するというものでございます。それに伴いまして、款13予備費、項1予備費、金額でございますと、3,536万7千円を3,421万6千円と減額するものでございます。

したがって、歳出合計には変更がございません。

以上のような点をいたします。

若干その提案理由について述べさせていただきますが、やはり一番大事なことはですね、この要綱というのは、これは村民に公開されたものであります。これは大げさに言えば、これはインターネットですので、全国というか、一般に公開されたものでございます。やはりこれを守る義務があるんじゃないかと。それで、それを守れないような予算額を提案する場合にはですね、説明責任が生ずるのではないかとというふうに思う次第でございます。特に村民、該当する生徒・児童の保護者の方に対しては、やはりきちんと説明できるようなものにする必要があると。そういう意味で、これは予算を修正すべきであるということで提案いたしました。

なお、加えて言えば、ほかの市町村でもですね、実はこの要綱との乖離があったと

いうことで、今どんどんこう修正をしております。例えば、飯田市は、今年度予算から修正をして実費支給に切り替えております。そのほかの市町村、私の聞くところによると、こういう要綱とですね、実費支給となっていて、実費支給になってないところについては、修正を加えていくということで進んでいるとのことでございますので、やはり喬木村においても、当然これは修正を加えるべきであろうということで、修正提案をいたしました。

以上です。

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

ただいまの後藤議員の説明に対する質問ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 7番、中森高茂でございます。

いま後藤議員の方からは、この要綱を使った説明がございましたが、実際、保護者やPTA会員、この納めて、本年度予想される小中合わせて49名の方が対象者でございますが、それらも含めて、あるいは実際に給食費を支払っている人たちの聞き取り調査等調査をされたものなのか。あくまでも自分の信条に則り、ほかの市町村も含めた動向を見ながらの提出なのか。その辺をお尋ねいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 第一の理由は、支給要綱にはきちっと則っていくべきであろうということでございます。

それから、第二としましては、本件と同じ、本村と同じようなことで、支給要綱が満たされていないところについては、もう既に訂正されたり修正されたりですね、今あるところは修正するような経過にあるというふうに、私はお聞きしておりますので、本村においても、速やかにこれは修正すべきであるというのが、私の回答でございます。

○副議長（小池 豊） 回答が終わりました。

中森議員。

○7番（中森高茂） 私の質疑において、どのような調査をされたのかという、今その点について答えていただかなかったので、今回のこの49名の予定者とか、あるいはPTAの実際に払っている人たちの意見を聞き取り調査されたかということに対しての質問をいたしましたが、その返事をお願いいたします。

○副議長（小池 豊） 後藤議員。

○5番（後藤澄壽） その調査は私は必要ないと考えて、調査はしておりません。あくまで支給要綱に則るべきであると、則らない場合は、きちんと説明すべきであるということです。そのあれに対しては、私は一切そういうことについては調査をしておりません。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

よろしいですか。

ほかに質問。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） 私も孫を持つ祖父ですけれど、例えばこういう状況になったときにですね、孫の給食費をですね、全額払えない。すべて村に負担していただくという主張でありますけど、年寄りになりますと、寂しい懐ではありますけど、少しでも孫のために出してやろうという気持ちになります。あなたはそういうふうには思いませんか。

○副議長（小池 豊） 後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 憲法26条に、義務教育の無償化というのがございます。これをきちんと考えていきますと、医療費の無償等もそうなんです、やはり子どもの健康とですね、成長といいますかね、そういうのに関わるものについては、基本は無償化であると、そういうことで全員をですね、無償化している市町村もあります。ただし、本村におきましてはですね、これは4,000万ほど、全額やるとかかるというような議論が行われまして、ちょっと安定的な財源としては確保できないというご回答がありまして、それは実現できておりませんが、原則は無償化でございます。

これは何もですね、一定の勢力がですね、主張しているだけじゃなくて、例えばですね、民主党の若手ね、小泉進次郎さんたちのあれで子ども保険というのを提案しておりますが、これは給食費を無料化するためにどういうふうにしてね、財源をつくるかということで議論をされております。

したがって、これは、教育の無償化ということは、党派を超えてですね、全国的な要望というか、できるならばしたい。しかし、財政上、全員はできないので、やはり必要などころにはきちんとこの要綱どおり、実費補助をしていくと要綱に書いてあるんだから、これをしていくという予算を立てるのが正しいと、私は確信いたします。

以上です。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

あと質疑ありますか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 今の答弁の中で、小泉さんは進次郎さんのことですね、自民党でござ
います。

あと、その財源確保の問題について、これ予備費というふうになっておりますが、
いま後藤議員の説明でいくと、小泉さんは、じゃあどういふふうに財源確保するかと
いうことは、決して予備費ではないと思うんです。やはり私たち村会議員も、この
増やす分について、決まった予算の中で増やす分には、どういうところで、その予備
費ではなく財源を確保するかということまでは触れられておりませんが、その点の考
えは、あくまでも予備費ということよろしいでしょうか。

○副議長（小池 豊） 答弁を求めます。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） あくまで予備費ということで提案いたします。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

ただいまの答弁の中の予備費に関してです。あと含めて、この増額の根拠とその予
備費を増やすということなんですが、予備費というものは決して余っておる金額では、
予算ではないわけでありまして、科目にないようなものにも充てていくということの
中で、それらの予算配分等も勘案されてのこの予備費からの削減というようなことで
よろしいのか、お伺いいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 勘案した上です。

反問権、よろしいでしょうか。反問権は行使できますか。できなければ。

○副議長（小池 豊） 質疑では反問はありません。

○5番（後藤澄壽） わかりました。

考慮しております。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

ほかに質疑。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） あと増額の根拠、これまだ6月にならないと、その人数の確定とかというのはいずれないと思うんですが、この金額になった根拠というものをお聞きしたいと思います。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） それは単純でございまして、この予算額が6割で立てられておりますので、6割を実費補助にするとこうなるということでございます。ですから、予算額自体もですね、これは当然きちんと確定したところでは変わってくるわけで、それに連動して実費支給の金額ということになろうかと思えます。これは、予算案の額も同じことであろうかと思えます。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございますか。

後藤章人議員。

○8番（後藤章人） 8番、後藤章人でございます。

先ほど、原則という言葉がよく出てまいりましたけれど、ここでこういうふうに議題を出すについては、やはり調査、研究をした上で、正しいことをここに出すのが原則と私は思うんですけれども、現に飯田の場合ですけれども、いつから先の、どんどん要綱が変わっていくということを言っておられました、いつごろからそういうようになってしまうのか。

現在では、いま現時点で、私は親しいものに聞いたところ、給食費は全額出しているよと、あそこはいろんなハードルが高くて、なかなか援助してもらうには難しいんだというような、そんな話を聞きました。

やはりそういう正しい情報なんかも踏まえながらやっていただくべきであると、私は思うんですけれども、その調査、研究もしないで、ほんとに正しいかどうかという客観的なものも出さないでという、このこういう議案の出し方というのは、それでもいいと思われませんか。

○副議長（小池 豊） 後藤議員。

○5番（後藤澄壽） この件については、支給要綱という公に示されたものを遵守するとい

う件でございますので、それについては調査、研究は必要ないかと思えます。

他町村でも、改める場合には、何か調査、研究をして、その結果に基づいてやっているわけではなくて、やはりこの実費支給と要綱に書いてあるので、これを改めていこうということでやっているかと思えます。

なお、飯田市につきましては、本年度については4,300、決算はちょっと私把握しておりませんが、4,300万円の予算を組んで、これは実費支給としております。そのことについては、市長が自らですね、会見をして今年度から全額補償、つまり実費補償をするということですね、その予算の特徴というところで説明しているところがございます。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

ほかに質疑。

後藤章人議員。

○8番（後藤章人） ただいまの答弁いただいた中で、他町村も調査、研究はなさずにやっているとお聞きしましたけれど、それは提案者の想像なのか、実際調べてきてそうであったのかということ、1つお聞きしたいのと、もう1つ、支給は予算の範囲内で支給するということが、支給要綱には盛り込まれております。で、今日ここに同意の案として配布されましたこの資料には、その肝心なところが載っておりません。口で言えば済むというもんじゃなくて、やはりそこには何か意図があるのかと思われませんが、その2点についてお聞きいたします。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 全部の市町村を私、調査したわけではございませんが、私の知る限りでは、特に何か調査をした結果、これを改めているというのではなくて、やっぱり実費というですね、実施要領、これ実はですね、これなんでできたかという、実は文部省の指示がこれはあったんですね。あったということで、各市町村ではこういうものを規定しているわけなんです、しかし、実際はなされてなかったという部分があるので、それについては改めると、そのときには特に何か実態調査をした結果、こうだからということではなくて、やはりそれは改めていくべきであろうと、これは原則であろうと、実費支給ということがですね、そういうことで確認して、改めているわけがございます。

それから、先ほど申し上げましたけれども、ここにあります実費支給ができる金額

にするためには、この金額だということ計算をして出しておるわけです。6割補助ということはこの金額ですので、簡単に計算すれば、これを10割にするにはいくらかというのは出てきますので、そういう計算に基づいて計算をしているわけです。そのように私は説明したつもりでございますが、いかがでしょうか。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

後藤議員。

○8番（後藤章人） ただいま後の後半の答えにつきましてですね、私はこのように答弁したつもりとは言われましたが、私が聞いたのは、肝心な要綱の文言が抜けているのは、これはどういうことかということをお聞きしたわけでして、大体意図はわかりましたので、これで結構でございます。

○副議長（小池 豊） ほかに質疑ございませんか。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） すいません。佐藤でございます。もう1点伺いたいします。

一般質問から先日のこの予算決算での村当局からの説明の中にもありましたが、大変線引きの難しい部分があると、私も感じております。その中で、ある人から見たら大変じゃないか、でも、ある人から見たら大丈夫じゃないかというようなことも、実際あるかと思いますが、この実費支給をされた場合のその線引きのあたりのことで、そういった混乱というようなことは想定はされていませんか。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） これはですね、この予算案のところでね、立てた6割補助で立てているということで、ですから、その線引きはこれは村当局と申しますかね、教育委員会の方と申しますかね、そこでされているわけですから、それに従ってそこで認めていただいた方について、6割補助ではなくて実費支給というふうにするとうこうなるという提案をしているわけでございますので、線引きに関しては、全面的に教育委員会というか、村当局の方ですね、引かれた線引きに従っております。

以上です。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論は1回のみとなります。

はじめに、賛成、反対の意見を表明してから討論を行ってください。

討論ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 議席番号7番、中森でございます。

まず、行政の考え、私たち議員というのは、やはりただ要綱にのって、すいません。

いま出された議案に反対の立場から討論させていただきます。

今やはり議会議員というものは、ただ要綱にのってどうこうでなくて、やっぱり住民の声を拾い上げて、行政との住民の乖離した部分を埋めていくのが私たちの仕事とは思って、私は議員活動しております。

そのような意味でも、今おっしゃられていることについては、やはり喬木村の村民益にどういうふうにかなうか、ということ視野に入れながら考えていくべきだと私は考えます。

特に保護者ということを行いました、実際には保護者も、どの保護者も、教育費、生活費に苦慮する中で、その給食費をできれば誰でも払いたくない。だけど、そのような中で払っていくというのは、やはりそれぞれの所得に準拠した給食費の支払いというものが、やっぱり考えるとすれば、私は逆に、住民税非課税均等割の方あるいは一定の所得水準の補助率というものを定めた方がよりいいのかなという考えもございます。自分の支出を抑えてでも、子どもの給食費を払って、子どもの健康というものを考えるのが親の責務だというふうに、多くの保護者の方は考えておられると思います。

その中で例えば、寡婦だと、両方の寡婦（寡夫）ということがございますが、そういう方々は、それぞれの生活を支える中で苦しい場面というのはたくさんあると思います。また、その反面、それらを利用している方々もおられるというような現実でございます。

喬木村の民生児童委員の皆さまは、ある程度それらを考慮する中でも、疑わしくてもそれらについて報告をしている中で、このおそらく49名という数字が出てきているものと、私は解釈をしております。

やはりそういうことを考えた中で、また、補正予算というものを、さっき佐藤議員の方で言われましたが、これは余っているお金であるわけではないということ。私なら、ここをこういうふうに減らす、あるいは企業誘致して自己財源をどう上げる中で、

この給食費をやっていくかということも考えるし、これら教育に関するこの要・準要保護児童生徒補助費だけでなく、教育関係というのは特別支援教育就学奨励金も含めて、あるいは村の進めるICTも含めて、トータルの中で予算を考えているというふうに考えます。

そのような考えから、いま言われたこれらの補正予算に対しては反対をいたしますし、先ほど後藤議員の言われた説明責任があるとすれば、それは村長が既に一般質問の中で十分に答弁しているものと、私は解釈をしております。もしPTAへの周知が必要だということであれば、さらに教育委員会やPTA会長を通して、保護者に対してこういう状況だという説明が必要だとは思いますが。

私は、この今の理由から鑑みて、これに対して反対の立場でございます。

以上です。

○副議長（小池 豊） 公平の立場を保つために、賛成、反対交互に討論を出していただきたいと思えます。

賛成の討論の方、ございますか。

櫻井議員。

○4番（櫻井 登） 賛成です。

私が考えますのは、今はですね、中流階級の社会ではなくて、経済格差が広がっているような社会の中で、この学校教育法の19条の規定に基づいて、経済的な理由によって就学困難と認められた児童・生徒に対する、第2条で11項目の中の1つ、学校給食費につきまして、このような提案をさせていただいていることについて、私は賛成の立場でございます。

以上です。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。

下平議員。

○2番（下平 貢） 私は、この動議に対する反対の意見を申し上げます。

先程来、質疑の中で説明をいただいておりますし、思いもわかるところでございますけれども、一般質問それから先日の予算決算常任委員会での行政側の当局の説明を聞く限り、いろんなさまざま、先ほど中森議員もおっしゃられましたけれども、予算編成にあたっては、バランスを組んで予算を編成されておるというふうに理解をしております。

この要件につきましては、やはり当局、行政側としましても、さまざまな要件から

はじき出した数字であるということは説明をいただいておりますので、私としましては反対をさせていただきます。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。

福澤議員。

○3番（福澤眞理子） 3番、福澤眞理子です。

私も、昨今の貧困というか、やっぱり社会の経済の格差というところで、やっぱり表面に出せないという方も大勢いらっしゃるということだと思います。で、喬木村の場合は、民生委員さんからだとか、あるいは保育園の先生方からだとか、そういった情報を基にして人選をしているとか、決めているということはお聞きしておりますけれども、そういった中で、やっぱり困っているという本人はやっぱり訴えができないという、やっぱり貧困の問題もあると思います。

そういった観点から、やっぱり子どもの食とか、子どもの健康を、児童・生徒の健康を守るという点で、ぜひこの全額補助、実費補助という形で進めていただきたいと、そういうふうを考えます。

○副議長（小池 豊） すいません。賛成の方が続いてしまいましたが、反対の討論の方、ございますか。

後藤章人議員。

○8番（後藤章人） 私は反対の立場で討論いたします。

まず1つ、格差の問題がただいま取り上げられておりましたけれども、先ほどの説明の中では、調査はしていないということなので、どんな、格差はどの程度なものなのか、まずそこに格差、格差と言われましても、調査してない状況でまず矛盾を感じるのが第1点でございます。

それから次に、喬木村ではさまざまな援助、補助をしております。例えば、新入学の学用品援助、それから学用品費、通学用品の用品費、郊外活動費、修学旅行費、そして給食費とありますが、これはもうこれだけでかなり幅広い、偏りのないバランスのいい補助の仕方であると、私はこういうように思っております。

先日、私はやっぱり人にとりか、こういうことに関係する人に2名ほどお聞きしたんですけれども、やはり共稼ぎの方も、また母と子の家庭と、そんなさまざまな家庭の方も、子どもを育てるにはひとつ思いというものがあります。私はこれだけ働いてこの子を育てている、俺だってこうやっているんだと、そういうやっぱり思いはあります。その中で果たして100%支給しなきゃならないだろうかと、親のそういう

思いというものはどういうふうを感じるのかわかりませんが、私はそういう親の思いも大事だと思います。言ってみればお節介なというか、押しつけの福祉、援助は、福祉は、決して本当の福祉ではないと、私はそんなふうに思っておりますので、この修正の動議には反対いたします。

○副議長（小池 豊） 反対の討論でしたので、賛成の方、討論ございますか。

後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） 私の修正案の大前提は、憲法26条で保障されている義務教育の無償化を徹底すべきだと、これは国民の権利であると、憲法というのは国民の権利を定めているものだというふうに思います。ですから、本当は本来ならばですね、これは全員無料と、これは医療費無料と同じなんです。これはもう専門家がそのように言っております。意味は同じである。医療費を無料化にしているのと同じになる。これは、本村も含めましてね、医療費無料化、高校生までということですかね、実現しております。全く同じ意味を持つというふうに指摘されております。

したがってですね、いま格差の問題であるとか、親の思いであるとかという、そういうこととはね、一切関係ありません。これは憲法に保障された義務教育の無償化ということをごとまで徹底するかということ。それが全員ですね、全員の無償化ができないというのは、これはひとえに財政的な問題だけなんです。だから、可能なところは無償化をしているわけです、全員ね。そういう自治体もあるわけがございます。あるいは全員無償化は無理にしてもですね、例えば、阿南町のように7割、全員支給すると、7割支給、これは阿南町でございますね。それと天龍村とか売木村ですね、そういったところはこれは全額補助、つまり実費支給ということですね、これは全員です。しているわけです。

それで本村においてもですね、前にも触れましたけれども、そういう全員補助をするという一般質問でですね、ありました。それに対する村長の回答がですね、それは4,000万かかると、財源的に無理だということ。だから、必要なところについて補助を行っていきたくて、こういう答弁がございましたが、やはり原則は全員無償化。

しかし、財源でできないので、せめて一番必要としているところについては、この要綱どおり、要綱どおり、実費支給をしていくと。これは、私は全国的流れであろうかと思っております。

以上です。

○副議長（小池 豊） ほかに反対の方。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） 10番、昼神でございます。

私は、反対の立場で討論いたします。

限られた喬木村の原資の中で、最大あるいは最良のですね、村民益を考えたときに、今定例会に提案されております平成30年度の一般予算、適当とあるという理解からですね、この修正動議については反対いたします。

○副議長（小池 豊） ほかになければ、ありますか。

木下議員。

○9番（木下温司） 9番、木下です。

私は、委員長として委員会審議については中立の立場ということでございますので、加わっておりませんが、現においては、一議員として発言をさせていただきたいと思います。

30年度予算につきましては、約200近い事業内容、それから特別会計等含めまして、いわゆるそれぞれのバランスを考えながら予算編成がされていると思います。

特に、当然、憲法とかそういうような背骨の部分もありますけれども、やはり喬木村に合った規定の中でそういった予算編成がされているということを考えますと、現場の足元の調査、そしてそういった喬木村の現状に合わせた部分を知る中で、本当にこの部分が必要であるのか、ないのか、やっぱりそういったこともきちっとする中でしないと、これはほかの分野でもそうなんですけれども、保険にしても何にしてもそうですけれども、お互いが助け合いながら、その部分を補完しているというようなことを考えていきますと、やはり一部だけの修正によって、そのことだけが満足されるかどうかということについては非常に疑問に思いますので、やはり喬木村の現状を知った上で、こういうものがどうしても必要ということになれば、補正でもまた新たな部分の中でも対応できると思いますので、反対とさせていただきます。

○副議長（小池 豊） ほかに討論、なければ。

1回のみです。討論は。

なければ採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

後藤議員、席にお戻りください。

それでは、これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

平成30年度一般会計予算の増額を求める、すいません。修正を求める動議に賛成の方は、ご起立を願います。

(起立者・3名)

○副議長(小池 豊) 10名中3名ですので、賛成少数です。

よって、修正を求める動議は否決をされました。

ここでお諮りいたします。

続いて、原案であります議案第23号について、討論をいたします。

討論ございませんか。

後藤澄壽議員。

○5番(後藤澄壽) 反対でよろしいですか。

修正を出した立場で、修正は否決されたわけですが、同じ立場でですね、これはここにある要綱についてはきちんと守るべきであるということで、この予算には反対をしたいと思います。

先ほど修正の賛成のところですね、述べましたけれども、これは第一に憲法に基づいた義務教育の無償化、26条にですね、これは全員にほんとは実現すべきものであるけれども、しかし、財政上のことでございますけれども、最低限この支給要綱にある村内の小中学校の学校給食費の実費については保障されるべきであるし、もしできないならば、きちんとですね、説明責任を果たすべきだと思いますが、質疑の中で質問したけれども、そういう村民とかですね、対象になる保護者を納得させるご答弁をいただけなかったということで、そういうことを理由に、この予算については反対をいたします。

○副議長(小池 豊) ほかに討論ございませんか。

(発言者なし)

○副議長(小池 豊) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第23号につきまして、予算決算常任委員長報告のとおり決することに異議ない方は、ご起立を願います。賛成の方、ご起立願います。23号、原案どおり。

(起立者・9名)

○副議長(小池 豊) 賛成多数と認めます。

よって、議案第23号につきましては、可と決しました。

ここでお諮りいたします。

暫時休憩といたします。

再開を10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

○副議長（小池 豊） 休息を閉じて、議会を再開いたします。

◇ 議案第24号 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計予算

○副議長（小池 豊） 議案第24号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計予算について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、議案第24号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第24号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第25号 平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算

○副議長（小池 豊） 続きまして、議案第25号、平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第25号、平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第25号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第26号 平成30年度喬木村介護保険特別会計予算

○副議長（小池 豊） 議案第26号、平成30年度喬木村介護保険特別会計予算について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報

告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第26号、平成30年度喬木村介護保険特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

審査の過程におきまして議論されました事項について申し上げます。

配食サービス支援事業の件で質疑があり、配食サービス事業の要支援事業対象者、総合事業対象者とは補助が変わってくるとの説明がありました。

また、転倒骨折予防事業で水中運動教室についての質疑があり、30年度についても引き続き募集をしていくとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第26号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第27号 平成30年度喬木村下水道特別会計予算

○副議長（小池 豊） 議案第27号、平成30年度喬木村下水道特別会計予算について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報

告を願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第27号、平成30年度喬木村下水道特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

次のような質疑が出されました。

下水道使用料の件で、使用料回収率についての質疑があり、前年の状況がわからないので、現状、頭出しということで予算計上しているとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第27号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第28号 平成30年度喬木村水道事業会計予算

○副議長（小池 豊） 議案第28号、平成30年度喬木村水道事業会計予算について、議題といたします。

この案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第28号、平成30年度喬木村水道事業会計予算

について、付託審査の結果をご報告いたします。

審査の過程におきまして出されました事項について申し上げます。

営業外収益の件で質疑があり、来年度行われる経営戦略等を併せ、予算内訳について追加説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○副議長（小池 豊） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第28号について、木下予算決算常任委員長報告のとおり決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

議案第28号につきまして、可と決しました。

◇ 議案第29号 喬木村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（小池 豊） 議案第29号、喬木村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

佐藤副村長。

○副村長（佐藤博一） （議案を朗読・説明）

○副議長（小池 豊） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第29号については、原案のとおり可と決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号につきましては、可と決しました。

=== 日程第6 請 願 ===

○副議長（小池 豊） 日程第6、請願。

◇ 請願第1号 「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願

○副議長（小池 豊） 請願第1号、「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告を願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、請願第1号につきましての審議内容について、報告させていただきます。

請願第1号、「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書提出に関する請願についての審査内容を報告いたします。

本件につきましては、「緊急事態条項」を含む憲法改正の発議をしないことを求める請願であります。

請願者である太田忠氏より、請願書読み上げによる説明がありました。

多くの質疑が出されましたので、要約し、報告をさせていただきます。

まず、自民党草案はまだ結論が出ていない。審議中であるにもかかわらず反対をするのか、という問いに対しまして、過去のナチスドイツの事例から、この先の危惧を、危険を危惧しているから反対する、という回答であります。

続きまして、国民の基本的人権が著しく侵害される危険があるとあるが、どのように侵害されるのか、またその根拠は、という問いに、ナチスドイツの例にならないようにしたいから、という回答でございます。

続きまして、現在の日本にあってナチスドイツのようになっていくように到底感じられないが、何を根拠にそうした考えになるのか、という問いに、現安倍政権だからである、という回答でございました。

続きまして、請願の文章の中で、自民党草案第98条、第99条を引用してあるが、文章中の（中略）について、非常に重要な文言が述べられているはずだが、略された理由は、の問いに、そこまでは把握していない、という回答でございます。

続きまして、請願書中の「ワイマール憲法の効力が停止され、ナチス独裁体制が築かれ、第2次大戦へと進んだ歴史の教訓を想起せざるを得ません」とあるが、今の日本でそうした状況下にあると思われる根拠は、の問いに、安倍政権の下で改憲案が出されてきたことが非常に心配である。安倍政権がナチスと同じようなことをするかは不透明だが、そうした危惧がある、という回答でした。

続きまして、災害発生時における命令系統、いわゆるトップダウンがしっかりとできる体制は重要だと考えるが、どのように考えるか、の問いに、日本の存立危機に対する政府の考え方がまだ定まっていないのでは、という回答をいただきました。

以上、質疑の内容でございます。

続きまして、討論の結果を申し上げます。

まず、反対討論として、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書が、既に多くの自治体で出されている状況も鑑み、本請願の提出には反対をする。

同じく反対討論として、請願書の文章の構成上、中略を使って重要な文言を外している。適切な文章ではない。また、自民党が草案を議論、発議することに何ら問題はないと考える。むしろそれをやめろということの方が民主主義に反していると考える。加えて、本請願の内容が、委員会開催までに3回の差し替えがあった。もっとしっかり練られてからの提出の方がよい、という討論でございます。

もう1点、反対討論であります。請願文書中の「緊急事態条項」を含む憲法改正とあるが、この含むという文言に疑問がある、ということでもあります。

賛成討論としては、災害の際は、災害関連法にて対処ができる。国主防衛に関しては、多くの意見が出されている中で改憲に臨むということは納得ができない。また、改憲にあたっては850億円かかるといわれており、いま拙速に改憲に臨む必要性が

あるのか疑問である。もっと議論を積む必要がある、というご意見をいただきました。

以上が討論の結果でございます。

採決の結果を報告いたします。

賛成1名、反対4名。

よって、本請願について、当委員会として、不採択とすることを決しましたので報告いたします。

○副議長（小池 豊） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。ありませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようですので、質疑を終結、討論に入ります。

討論につきましては、公平を保つため、請願に賛成の方、反対の方、交互に討論をいただきます。

それでは、討論ございませんか。

後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） 正確に言います。採択に賛成で、不採択に反対という立場で議論をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まずですね、この条項もそうですが、そもそも改憲というのがですね、提起されたのは、安倍首相の2020年までに、オリンピックを招くまでに新しい憲法で臨みたいということで、権力主導型といいますかね、そういう形でそもそも改憲自体が、すべての条項がそうですがね、提起されております。

それでこれについてね、憲法学者が非常に危惧しておりましたね、憲法というのは、そもそも立憲主義にというのは、権力を縛るものだと、その縛られる側の権力者がですね、今度は憲法をですね、国民を縛る憲法に変えていくという提起をすること自体、これは実は憲法違反でもあるわけですね。というのは、首相以下、憲法を守る義務があるわけで、これが主導してですね、憲法改、要するに憲法を守られている憲法を変えろというようなことをですね、これはもう明確な憲法違反だというふうに憲法学者も言っております。

それで、そもそもですね、それでこれから問題点は逐一指摘していきますが、これだけ問題があるものをですね、いま国民が何を望んでいるか。これは文書あれですね、改悪というかなんだ、文書書き換え問題ですね、これにはじる、これを行政に対する

不信感がもう極端に達していると、これを明らかにしろというのがそうなんです。それを国民が認めてもない、求めていないようなですね、憲法発議をしてですね、発議をして、850億円ですね、国民投票にはかかるわけです。そういうことをほんとに国民は望んでいるだろうかということで、この要請書はまずね、基本的に出されていますので、そういう趣旨でこの採択に賛成いたします。

それから、先ほどですね、いろいろナチスドイツどうのこうのという話がありましたが、これはね、実は長谷部恭男という方と、それからもう1人ですね、太田さんという方、これ一方は憲法学者、一方はドイツの「ナチスの「手口」と緊急事態条項」という本を書いております。それに基づいて詳細に分析されておりますが、やはりそれに基づいてですね、ナチスの危険性があるということを言っておるわけです。

提案されている自民党の草案、これを基にしていま自民党の方でね、検討しているようでございますが、それに即して批判をしていきますとですね、まず、いま言われましたようにね、緊急事態のその定義がね、非常に曖昧だ。災害等とかね、こういう侵略とかね、そういう事態、緊急事態になる等となっていますね。で、等といってしまうと、すべてが入ってしまう。実はその前例があります。これがナチスなんです。実は緊急事態が、国会放火事件と、これはナチスが作りあげたといわれておるんですが、ありました。そういう緊急事態を宣言して、そこで全権授權法、全権委任法ですね、これを成立させてナチスの独裁体制が確立したと、こういう歴史がございます。こういう歴史を見てですね、それじゃあ自民党が提案しているですね、これはどうなっているかということ、まず、内閣の承認を得るといっておるわけですが、内閣の承認を得てですね、首相が提案すると。そして国会の方は、事前または事後ということでございますが、これがね、果たして何と言うんですかね、コントロールできるかと、こういうあれをですね、首相に権限を集中したりですね。

それで、各それじゃあ緊急事態条項のあるところはどうかということ、憲法裁判所がですね、違憲判断を下すことができるわけです。やった場合にね。それで違憲判断、それじゃあ日本の裁判所はそれじゃあ違憲判断を下せばいいと、日本の裁判所はできません。なぜかということ、統治行為論というのがありましてね、高度な政治的な行政の行為については、裁判所は判断しないということが確定しておりまして、これはできません。日本の裁判所では。これがね、一番憲法学者がこの緊急事態条項についてですね、この案について危惧を持っている点でございます。これが1点でございます。

それから、宣言された後ですね、強大な権限が首相に集中します。法律と同じ政令を制定すること。それから、財政を処分すること。つまり、三権分立というのがここで成り立たなくなってしまう。首相がすべてできます。首相というか、内閣といいましかね、首相を中心とした内閣で法律も制定できるし、法律と同じですね、政令も制定できるし、それから予算も処分できる。なおかつですね、地方自治体に対しても指示ができる。各個人に対しても指示ができて、それに従わなければならないと、こうなっているわけでございますね。だから、地方自治の原則も、それから基本的人権ということについても制限されてくると、こんなことがですね、案では検討されているわけでございますね。

ですから、こんなですね、非常に問題が多い。それは専門の学者が、これはですね、立場を越えてですね、指摘されているわけです。長谷部恭男さんというのは、実は安保法案のときには、自民党側の証人として出てきてですね、これは違憲であるということで、それから自民党との関係は切れちゃったようでございますが、元々はそういう方だったわけですね。公法学会の会長さんでございます。そういう方が危惧を上げているわけでございますので、少なくともですね、今これは発議すべきではないだろうと、もっと緊急のですね、いま発議をして国民投票で850万、億なんてかけるのは、国民の要求ではなかろう。もっと緊急なですね、今の行政ですね、改ざん問題、文書改ざん問題に発したこのですね、これを払拭すべき、これは国民の多くの要求であらうかと思えます。

ですから、これは国民の要求に基づいた請願でありますから、当然、採択をされてしかるべきと考えて、不採択には反対いたします。

○副議長（小池 豊） それでは、請願に反対の方、討論、反対の討論ございますか、ほかに。

中森議員。

○7番（中森高茂） それでは、不採択に賛成という立場で討論させていただきます。

総務産建委員会も傍聴人として出席したわけでございますが、その中で特に、まだ自民党案が決定していない中で、これを論議するのはいかがかというところも、私はまずそれが1つ。

あと、今後の自民党案が出て、それに対して意見を言うということなら、私は可能かなというふうに考えておりますが、あと、ナチスドイツの独裁ということが出ましたが、私たちは大きな戦争を経験して、国民一人一人が戦争反対のという立場をとっ

ていると思うんです。そんな中でこのナチスの問題をここで取り上げるということは、逆にいま国民が、第2次世界大戦を経験して、この辛い思いを国民全体が背負った中で、私たちが考えることは、やはりどうやって平和を築いていくかという社会を今、みんなで一丸となって築いていると思うんです。ここで逆に、住民を不安がらせるようなこのナチスを出してくるとは、非常に何と言うか、非常にこれで不安を抱く人が多くなるということを危惧するところでございます。私たちは、いま申しました中で、戦争を経験した中で平和な社会を築こうという中で、いま現在、国もそういう考えでおると思います。

そのようなことで、ちょっとこの文章の内容については違和感を覚えますし、その点で、この件については不採択に賛成という立場を取らせていただきます。

以上です。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございますか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

それでは、請願第1号につきましては、採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり、否決することに賛成の方は、不採択に賛成の方は、起立願います。

（起立者・7名）

○副議長（小池 豊） 10名中7名、起立多数。

よって、請願第1号につきましては、否決することに決定いたしました。

◇ **請願第2号 主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書**

○副議長（小池 豊） 続きまして、請願第2号、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、請願第2号の審査内容を報告いたします。

請願第2号、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する請願についての審査結果を報告いたします。

本件につきましては、主要農作物種子法廃止に際し、食糧主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と積極的な施策を行うことを、政府と国会に意見書の提出を求める請願であります。

請願者である関島百合氏より、請願の趣旨について説明を受けました。

内容につきましては、県内でも種子法廃止に伴う関心が高まってきた。県会においても、飯田市出身議員が紹介議員となり請願の提出を行った。長野市選出議員とも連携をし、党派の枠を越えて全会一致で採択をされ、愛知県議会に次いで長野県議会が国に意見書を提出する運びとなった。

講演会を通じて、種子法廃止に伴うさまざまな課題に対し、学習を重ねてきた。伊那の市議会では、全会一致で採択をされた。飯島、下條でも採択をした。

安全なものを食べたいという市民の思いの意をくみ、意見書の提出をお願いをしたい。

種子法廃止により、多国籍企業の進出、ことにモンサント社の日本への進出により、遺伝子組み換え食品が入りやすくなることから、日本の食が危険にさらされることが危惧される。遺伝子組み換え食品を食したくない。食の安全を守るためにも意見書の提出をお願いしたいという趣旨の説明がありました。

多くの質疑が出されていますので、要約して報告をさせていただきます。

まず1点目、新たな法整備と施策とはどのようなものを望むのか、という問いに対し、種子法に同等な法整備を望む、という回答をいただきました。

続きまして、県がこれまでも多くの知的財産をつくってきたが、その努力成果をどのように評価しているのか、という問いに対し、種子法の下に国から補助をいただきながら優良種を開発し、安価で提供をしてきた。公共財としての種子が、種子法の廃止により、民間企業の特許に関わる洗礼を受けてしまうものに疑問を感じる。

続きまして、遺伝子組み換え食物が充満してしまうという表現であるが、本当にそうなるのか、という問いに対し、海外では、遺伝子組み換え種の取り組みでさまざまな問題が報告をされている。よって、国がしっかり監視し、監視ができる体制をつく

ってほしい、という回答でございました。

続きまして、遺伝子組み換え種の高額な種子を用いて、今後本当に栽培する農家がいるのか。また、その兆候があるのか、という問いに対しまして、民間に種の権利が移譲すると種の値段は上がってしまうと、という回答がございました。

続きまして、種子法廃止と遺伝子組み換え種の問題とは、それは直接関係があるのか、という問いに対しまして、民間に移譲されることによって、その危険性は危惧される、という回答がございました。

続きまして、遺伝子組み換え食品は、食品衛生法で管理されているはずだが、という問いに対して、いずれ日本が遺伝子組み換え食品を管理しきれなくなると推測をすると、もう既に遺伝子組み換え食品は食されている、という回答がございました。

続きまして、日本のタキイ、サカタなどの優良メーカーについてはどのように考えているか、という問いに対しましては、そうした種苗会社の努力の状況は把握をしている、という報告がございました。

続きまして、討論の結果を報告いたします。

反対討論をまず申し上げます。

国、県から示されている種子法廃止に対する今後の対処の考え方を尊重し、本請願に対して反対をする。

種子法廃止後、県は要綱を策定し、種子を守っていくとしている。県も種子の保全、開発のために、30年度予算として1,350万円を計上した。長野県としても、「風さやか」のような優良な品種が開発もされている。各地域ごとにおいても、伝統野菜の保全がなされるなどしてきている。また、新たな法整備、これ以上の法整備の必要性は感じられないので、本請願による意見書の提出には反対である。

食に対する不安、危惧されていることは理解ができた。しかし、本請願の文章内容の中に、極端な過大表現が見てとれる。種子の保全、開発については、国は一般財源にてこれからも地方交付税にて担保するといっており、国、県について、失礼しました。県についても、対処していくといっている。本請願については、むしろ住民不安を助長しかねない文章である。また、本請願に書かれていることの内容が、すべてが正論、事実であるとは思えないので反対をする。

種子法廃止に対し、過大な評価をした論評が出されているが、一つ一つをしっかりと検証をしていけば、正しい検証ができると考える。遺伝子組み換えによる高額な種子は、農家は作らない。また、消費者は不安な商品は買わないだろう。種子法廃止を

とらえて、住民に不安を煽るような結果になっているように思えてならない。したがって、本請願には反対である。

賛成意見として、県は全会一致で採択をした。県の方針は、請願の趣旨を尊重をしている。その内容は、県原種センターと密接に連携をし、高品質な種子の生産と安定供給を行うとっている。ぜひこの方針を貫いてほしい。県は、県民益を優先し、今まで培われてきた知的財産を守るために慎重に対処するとしている。こうした県の立場を今後とも貫いてほしいという立場で本請願は作られている。だから、県会も全会一致で採択されたと思う。市町村の役割は、県議会と一体となって県の方針を支持し、各市町村から意見書を提出することだと考える、という意見がございました。

討論を終結して、採決に移りました。

採決の結果を申し上げます。

本請願採択に賛成1名、反対4名により、当委員会として不採択と決しましたので報告をいたします。

なお、委員会終了後、委員より、委員会中の請願者並びに紹介議員より発言のあった本請願は、県会において全会一致で採択され、意見書の提出が行われる趣旨の発言に対し、疑義がある旨の申し出があり、調査をしましたところ、県会では、3月議会において、本請願は継続審査となったことを確認をいたしました。

本発言は、採決に対し重要な発言であると判断をしたので、ここで報告をさせていただきます。

以上です。

○副議長（小池 豊） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） ただいま委員長報告にありましたところ、私も傍聴に行っていましたところ、県が全会一致で採択されたという問題に関しましては、そのように聞いたときに、「ああ、長野県が全会一致で採択されたんだなあ」というふうに、周りにいた方々もそういうふうにお聞きになって、傍聴の方々もそれをたぶん信じてしまっていると思うんです。それに対する対応というのはどのように、これは非常に大きな発言だと思うんです。県が採択されたと、県会が全会一致で採択されたということは、私たちが聞いていて、私たちの認識と違うということ、私は、「ああ、県が採択された

んなら、ちょっと考えを、もう少し深く勉強しなきゃいけないかなあ」というふうに考えたんですが、その点に対してどういう対応をされるかということ。

○副議長（小池 豊） 答弁願います。

下平委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） 私の立場といたしましては、委員会発言また本会議発言で申し述べられたことには、大変重いものを感じると思います。全会一致で採択ということと、継続審査となったということは、ある意味真逆のことですので、委員会としても重く受け止めさせていただきます。

○副議長（小池 豊） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○副議長（小池 豊） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論につきましては、この請願に賛成か反対か述べていただいて、討論願います。

それでは討論ございますか。

後藤議員。後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） 不採択に反対で、採択に賛成の立場で討論いたします。

今の全会一致で採択の件でございますが、これは3月3日に開かれましたですね、山田元農林水産大臣を招いての集会の中で、伊那の出身でですね、長野市に在住の県議の方が来て、県議会報告として報告されたことでございます。ですから、全然根拠のないことを言っているわけではございません。現職の県議がそのように報告されたわけでございますので、それにつきましては、また主催者を通してですね、確認をしていきたいかと思えます。

それで、その事実関係はこれはきちっと確定しなければいけないんですが、請願者の全員一致の採択ということも、それから私も一般質問の中でそのように言いましたが、その根拠は、その県議の方の県議会報告ということが根拠でございますので、その点をはっきりさせておきます。

それから、それは事実を確かめてもらうといたしまして、今もお話ございました。実はですね、国の方から示されたあれは、都道府県の支援としましてはですね、農業競争力強化支援法と、これに基づいて支援を行っていくということなんですが、その農業強力法ですね、第8条4項にはですね、今まで都道府県が蓄積してきたその知見ですね、ノウハウ、種子開発に関するノウハウを、民間に委託することを義務づけ

ているわけです。第8条の4項でございます。確認してください。

それで、長野県はそれじゃあそれに対してどうしているかと、非常に慎重な態度で臨んでいるわけですね。これ先ほども紹介がありましたように、やはり国からはそのような指示があるけれども、長野県としては独自にですね、やはり今までこの長野県の地形、気象に合った種子開発、これを県、原種ですね、原種センターを中心にね、それから県の試験場を中心にですね、やってきたと。これは知的財産であると、県民共有の。ですから、県民益を第一にですね、知的財産の保護と活用の両面を慎重に検討し、対処したいというふうについておるわけです。これは非常に私は妥当な判断であらうかと思えます。

ただし、残念ながらですね、法律的な裏付けはないんです。県のそうしたですね、慎重な対応をすると、あるいは原種センターを中心にですね、今後とも長野県独自のですね、気象条件、地形条件に合った開発をしていくという、これをきちんと支えていく法律はないわけです。というのは、もう種子法をなくしてしまって、残ったのは、先ほど言った農業強化、農業競争強化支援法でございますね、それはそういうことで民間への提供を義務づけていると。そういうですね、長野県のこう県民益を第一に考えながら慎重に対処していきたいというね、それを法律的にですね、裏付けるということも含めましてね、これはこのあれを採択していただいて、そういう運動を盛り上げていくと。

それから、県議会の方は、これは事実を確かめてもらわなければいけませんけれども、ほかの議会で採択をしている、これからも採択をしつつあるということは、これは事実でございます。今後も段々と事実が明らかになるかと思えますが。

そういうことですね、やはり長野県のそうした慎重な姿勢、県民益を大事にしながらですね、長野県独自の種子ですね、これを大事にしていこう、それから日本の種子を大事にしていこう、食の安全を守ろうというこの請願の趣旨というのはね、これはやはり全市町村で上げるべきであろうと思えますし、この喬木村もですね、やはり参加すべきであるというふうに思えます。

以上です。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。

東原議員。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄です。

この請願に、不採択に賛成の立場で意見を言わせていただきます。

この資料によっては、国の農林水産省また県の農政部の資料の基の中で、発言させていただきたいというふうに思います。

今年3月31日で種子法は廃止されますが、都道府県は今までどおり種子の開発、供給態勢を生かしつつ、民間業者との連携を促進し、種子の開発、供給は活性化します。また、種子の品質、種苗品質は、種苗法の登録制でありますけれど、農産物検査により保障されます。ことに民間事業者との技術開発を促進、品質、生産量の向上に研究されてきています。ちなみに、長野県産コシヒカリにおいては、品質は、一等米の比率は29年度産で96.7%、反収は629キロ、10年前は500キロとかわれておりましたけれど、そういうふうにこれともに全国1位の生産量、品質であります。

長野県原種センターにおいては、この近くでは、高森にある種苗等の研究場もあります。そういったとこの種子の生産、供給システムは、今までどおり残し、県、市町村、JAグループと密接に連携し、高品質な種子の供給に取り組むため、種子法廃止による長野県の影響はないものと思います。

また、遺伝子組み換え作物については、依然不安を抱いている消費者の懸念が根強いこと。また、現在の日本の生産される米の消費者については、コシヒカリ等おいしいという感じでおるというようなことから、今後この遺伝子組み換えが商業的栽培に行われることはなく、今回の種子法廃止によって組み換える作付けはないものと思います。

以上のことにより、主要作物種子法廃止は妥当と思います。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。

福澤眞理子議員。

○3番（福澤眞理子） 議席番号3番、福澤眞理子です。

委員会の不採択に反対する立場で発言をさせていただきます。

私たちが食べる種もみを作るには、その元となる原種の増殖、さらにその元となる原原種の増殖が必要で、農家の手に渡るまでに最低でも4年の時間がかかっているそうです。奨励品種として農家の手に渡るまで14年かかっている品種もあることを知りました。7年も調査を続けた挙げ句に、奨励品種にするのを断念したのもあったそうです。

専門的な技術を持った農家や農業試験場が行い、品質保持のために人の目でチェックするなど、多くの手間とコストがかけられています。で、各都道府県は、地域にあ

った種子計画を作り、農家に安定供給する責任を負ってきました。これまで、国はこうした種子の生産普及のために、都道府県に予算を投じてきたと思います。種子法がなくなることで、その根拠は失われてしまうのではないかと思います。

現在、日本では、300種類もの米が作られているそうです。このように、地域や気候に合った品種が供給され続けてきたのも、公的な制度や予算などの支えがあったからではないでしょうか。しかし、民間企業がこれだけの多品種を維持するコストや手間を負担することをするでしょうか。利益を優先すれば、同じ品種を効率的に広めることになっていくのではないかと心配です。それぞれの土地に合った風土に合わせて改良されてきた多くの種子が、生産できなくなってしまうのではないかと、とても心配を思います。

アメリカやカナダでも、州の農業試験場が、法律の支えで、公共品種の育成に重要な役割を果たしているそうです。

世界では、遺伝子組み換え作物の栽培が広がっています。世界の種子市場の6割以上が、6つの遺伝子組み換え企業によって独占されてしまっているという状況です。

日本でも、公共品種の種子を守る法制度は不可欠ではないかと考えます。それなしには、私たちの食が、多国籍企業によって左右されるようになり、食べ物を選ぶことができなくなることには、なるのではないかという不安を持っています。

誰もが安全な食べ物を望んでいます。ことに子どもに安全な食べ物を食べさせたいと、母親は願っています。自分の子どもだけでなく、子どもの子ども、その子どもへと未来にわたるものだと思います。

長野県は、種子法廃止を控えて、これまでと同様の役割を果たすことを規定した基本要綱をつくる方針を固めたと、新聞報道がありました。

種子法廃止にあたり、従来どおり予算が確保されるよう、種子法廃止にあたって付帯決議が参議院でされておりますが、法的な拘束力を持つものではありません。

公共の種子を守っていく法整備を国に求める本請願の採択を望みます。

よって、委員会の決議には反対です。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 7番、中森高茂です。

総務産建委員会を傍聴する中で、関島百合さんの話というのは、やはり主婦の視点から非常に感ずるところ、同意する部分も多くあったわけでございますが、実際、そ

のような中で、民間業者に委託するという、その利益優先ということですが、実際に今は海外で種を作らせているということは、その人たちの雇用の問題もあると思うんですが、それだけ払えないということだと思えます。

それで、やはり規制緩和が進む中で、すべてのものにやはり平等に対応するには、やはり規制緩和を進めていく中で、私はこの種子法の廃止というものに対して、異議を唱えるところではございません。むしろそのような企業努力によって、よりよいものを生産、種を生産していくとともに、それらの雇用が生まれるということは、日本経済に大きな影響を与える部分の一つだと思います。

国際社会の中で生きていく中で、日本だけという今は考えではなく、やはりグローバルな考えに立って、ただその中でも遺伝子組み換えというものに関しては、きちっとした施策を国がとっていただくことを期待するところでございます。

モンサントの問題、あるいはこれで遺伝子組み換えでフランス、関島さんの話を聞いていると、確かフランスだったと、がんが増えたというようなお話を伺いました。ただ、それらの根拠についてもきちっとした証明がされてないということで、増えたということ、あるいはどのくらい増えたということを示していただく中で、やはりこの遺伝子組み換えの問題の方が大きな問題かなあというふうに考えております。

やはり農家の人たちも、今までと違った形になるとはいえ、米、麦、大豆という主要食物については、先ほど東原議員の言われた部分にも一致すると、考えと同じでございますが、いずれにしましても、この議案の提出に、不採択に賛成する立場でございます。

以上です。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。

櫻井登議員。

○4番（櫻井 登） 櫻井登でございます。

不採択に反対でございます。

規制緩和の一環としてその種子法が廃止になるということは、利益に相反する部分がありますし、国民益が損なわれてはならないと、すなわち食と農業の部分で損なわれてはならないということで、私はこの請願の採択に賛成で、不採択に反対でございます。

○副議長（小池 豊） ほかに討論ございませんか。ありませんか。

(発言者なし)

○副議長(小池 豊) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。

請願第2号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり、不採択に賛成の方、起立を願います。

(起立者・7名)

○副議長(小池 豊) 不採択多数と認めます。

よって、請願第2号につきましては、否決することに決定いたしました。

=== 日程第7 議員派遣の件について ===

○副議長(小池 豊) 日程第7、議員派遣の件について。

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしました。

=== 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○副議長(小池 豊) 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査について。

委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された案件、すべてを終了いたしました。

◇ 村長あいさつ ◇

○副議長（小池 豊） ここで、理事者のごあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 平成30年第1回喬木村議会定例会、本日をもちまして終了となりました。

この間、議案第29号までという大変多くの議案をご審議をいただきまして、全議案ご承認をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、議会初日には、議長さんが体調を崩されて入院されるということになりましたが、副議長さま以下全議員の皆さまのご尽力によりまして、議会運営がつつがなく営まれたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げたいというふうに思っております。

今議会は、喬木村議会にとりましては2回目の夜間・休日議会の開催ということで、大変注目を集めておりまして、先日も地元選出の国会議員の先生との懇談会の中でも、全国的に注目している案件だから、その成果について期待しているということを述べられておりましたし、今回、県議会におきましても、議長、副議長の改選がございまして、県議会議長も、夜間・休日議会の可能性について研究していきたいというようなコメントが寄せられていたところであります。

兼業議員、それから専業議員というのが、二論に分かれていま審議会の方でも議論をされておりますが、それぞれ賛否いろいろあるかと思えますけれども、一つの方策として、まずは試してみることが大切なんだなということを改めて思ったところがあります。

今回お認めいただきました予算案をはじめとする議案につきましては、平成30年度いよいよ喬木村が、リニアそれから三遠南信道の具体的な工事に着手をする年ということで、大変大きな重きをなすものでございまして、こちらへの執行につきましては、縷々しっかりと協議をさせていただきまして、無駄のない使い道について、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

長い間の取り組みに対しまして、心より御礼を申し上げまして、あいさつとさせて

いただきたいと思ひます。

なお、一般会計におきまして修正動議が出されました。

その根拠として、喬木村要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給要綱についてが根拠というふうに申されましたが、そもそも要綱は村の運用指針でありまして、議決事項ではございませんが、あえて村の名誉のために申し上げますと、第2条につきましては、支給対象経費の範囲について定めたものでありまして、この給食費については、実費の範囲内ということ定めたものでございます。

第3条については、支給額は、国の支給の範囲内で定めるものとする。ただし、実費で支給するとしたものについては、予算の範囲内でこれを定めるというふうにしてありまして、村としては、この予算編成にあたりましては、この要綱に則って作っておるということだけ、あえて申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

3. 閉会

○副議長（小池 豊） これにて、平成30年第1回喬木村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後0時00分